

●香川県告示第45号

建築基準法（昭和25年法律第201号）第42条第1項第5号の規定により、道路の位置を次のように指定した。

平成21年1月23日

香川県知事 真 鍋 武 紀

- 1 指 定 番 号 西土指道 第4号
- 2 指 定 年 月 日 平成21年1月13日
- 3 指定道路の位置 観音寺市吉岡町字三野境972番
- 4 指定道路の幅員とその延長 幅員 4.85メートル
延長 62.11メートル

関係の図面は、香川県土木部建築課及び香川県西讃土木事務所総務課において閲覧に供する。